

洋野町

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	1 水産資源対策について	気候変動によるものと考えられる秋サケの記録的不漁や磯焼けによる海産物の不漁などが長引き、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあります。 つきましては、これらの原因の早急な調査・解明と資源回復に向け、下記の対策の推進を強く要望いたします。 1 サケの回帰率激減に係る調査・研究の継続 2 サケ資源回復に向けた種卵確保に対する更なる支援 3 藻場と磯根資源回復に向けた調査・研究の継続	海洋環境の変化に伴い、サケやアワビ等の漁獲量が減少するなど、水産業への影響が顕著になっています。 サケについて、県では、資源の回復に向け、国の研究機関と連携し、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査・研究による不漁要因の解明を進めているほか、海洋環境の変化への適応が期待される、大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流を推進しており、引き続きこれらの取組を継続していきます。(B) また、稚魚の生産に必要な種卵を確保するため、引き続き、サケ増殖団体と連携し、北海道等に種卵の供与への協力を要請するとともに、「さけ資源緊急回復支援事業」により、増殖団体の親魚確保等の取組を支援していきます。(B) 藻場の回復については、令和2年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、ブロック投入によるハード対策と過剰に生息するウニの間引き等を行うソフト対策を一体的に進めており、令和6年6月に国に対して、地域の漁場環境を把握するための調査研究や、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望したところです。 さらに、県北広域振興局では、地域経営推進費を活用し、漁協間で餌料海藻の需給調整を進める「地域連携による餌料海藻確保対策事業」や、未利用農産物を餌に活用する「農水連携ウニ蓄養事業」を実施しており、引き続き、磯根資源の回復に向けた取組を進めてまいります。(B)	県北広域振興局	水産部	B:3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	2 放流用 種苗購入 経費の継 続的な支 援につい て	本町水産業の主要魚種でありますウニ・アワビ・ナマコ等の放流用種苗については、一般社団法人岩手県栽培漁業協会から購入し放流してきたところでありますが、物価高騰の影響などにより、令和5年度から購入単価が値上げされたところであります。 県においては、種苗単価の上昇を受け、水産業種苗価格高騰緊急対策費補助金や栽培漁業推進事業費補助金の追加交付など放流用種苗購入費経費の補助を実施し、漁業者の負担軽減を図っていただいております。 本町においても、既存の町単独補助事業により引き続き栽培漁業を支援して参りますが、種苗単価の上昇に相当する事業費の確保が困難な状況にあります。 つきましては、県による漁業者の負担軽減対策を次年度以降も継続実施いただきますとともに、一般社団法人岩手県栽培漁業協会への補助などによる種苗単価の抑制対策について強く要望いたします。	県では、つくり育てる漁業を推進するため、アワビ、ウニ等の種苗放流を積極的に推進してきたところです。特にアワビについては、東日本大震災津波以降、放流数の減少や天然稚貝の流失により資源量が減少していることから、引き続き、漁業者の負担軽減を図るため、国の「被災海域における種苗放流支援事業」を活用し、アワビ・ヒラメの種苗放流経費を支援することとしており、国に対しては、同事業の継続と必要な予算措置を要望したところです。 また、令和5年度、一般社団法人岩手県栽培漁業協会では、昨今の燃油や資材価格の高騰を受け種苗単価を値上げしたところですが、こうした状況を踏まえ、国に対し新たに価格上昇分を支援する事業の創設について要望するとともに、令和6年度一般会計補正予算（第9号）により、県独自に、ウニ・ナマコの放流用種苗の価格上昇分への支援を行っています。（A）	県北広域 振興局	水産部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	3 農業経営に対する支援について	農業経営を取り巻く環境は、為替相場の影響や原料を海外からの輸入に依存する肥料や配合飼料などの生産資材、燃油や電気料などの光熱水費の価格上昇が続いており、農業者の経営は圧迫されております。 一方、市場原理がゆえに生産コスト上昇分を生産者が販売価格に転嫁することは難しい状況にもあり、農業者の自助努力だけでは経営の改善が難しく、厳しい状況が長期化しています。 国では、食料安全保障の抜本的強化を目指す食料・農業・農村基本法の改正において、食料の価格形成として「持続的な供給に要する合理的な費用」を考慮するとしておりますが、具体的な内容は見えず、今後を見通せない状況であります。 つきましては、燃油や電気料、配合飼料、肥料原料及び生産資材等の高騰により、影響を受けている農業者への経営継続に向けた支援制度の充実を図るとともに、農畜産物の生産コスト上昇分が適切に価格に反映されるよう、消費者や流通業者の理解醸成を促す取り組みの推進について強く要望いたします。	燃料、配合飼料及び肥料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成が必要であると認識しています。 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、令和6年6月の国に対する「提言・要望」においても、農業分野における燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化や、適正な価格形成について、生産から流通までの関係者や、消費者の理解醸成を図るよう要望したところです。 県では、これまで、飼料や肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、省エネルギー化に資する資材購入等への支援を行っており、令和6年度一般会計補正予算（第9号）において、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 また、いわて地産地消推進運動や「買うなら岩手のもの運動」などを通じた県産農畜産物の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。 なお、令和6年5月には、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律が成立し、国は「食料の価格の形成」に関し「食料の持続的な供給に要する合理的な費用」等に対する「理解の増進」など必要な施策を講ずるとされたところであり、改正法に基づく国の施策の動向を注視するとともに、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、必要な要望を行って参ります。（B）	県北広域振興局	農政部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	4 久慈地域における獣医療提供体制の確保について	岩手県農業共済組合は、家畜診療所の運営について、令和6年度から本町を含む久慈管内市町村を診療対象外地域としております。 こうした対応を受け、令和5年度に県北広域振興局農政部が中心となり、久慈地域獣医療提供体制検討委員会を立ち上げ、獣医師の確保に向けた取り組みを進めていっているところではありますが、家畜診療所の運営見直しに加え、開業獣医師においても、高齢化や担い手不足により、近い将来、獣医療提供体制が維持できなくなることが懸念されています。 また、農業共済制度の見直しや大家畜を診療する獣医師の不足といった複合的な課題に加え、獣医師の活動範囲を考慮しますと、広域的な対策が必要であると捉えております。 つきましては、畜産県を標榜する岩手県において、獣医療提供体制の確保は、畜産農家が営農を続けていくうえで必要不可欠なものでありますので、岩手県が中心となり、財政面も含めた獣医療提供体制の確保について取り組みいただきますよう強く要望いたします。	産業動物分野における獣医療の安定的な提供には、獣医師確保が極めて重要であることから、県では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、獣医学生への修学資金の貸付や獣医系大学での就職説明会の開催など、県全体の獣医師確保に取り組んでいます。 また、市町村、農業協同組合と協力し、令和4年11月に新規に開業した獣医師の定着に向けて、普及センターが行う農家巡回指導に同行し、獣医師を紹介するなど、農家への周知に取り組んできたところです。 畜産農家が安心して経営を続けられるよう、引き続き、当委員会において必要な対応策の検討と支援を継続していきます。（B）	県北広域振興局	農政部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	5 地域公共交通の維持確保対策について	地域公共交通は、地域住民の暮らしに密着したものであり、特に自家用車を持たない高齢者や児童・生徒にとっては、通院や通学など日常生活に欠かせない重要な交通手段となっております。 本町における公共交通は、J R 八戸線を基幹として、3 系統 5 路線を町営バスが、3 系統 3 路線を民間路線バスがそれぞれ運行しております。 本町において、町民の生活交通手段の確保は重要な地域課題であり、財政状況が厳しい中であっても、町営バス 3 台による自主運行のほか、民間路線バス 2 路線は、町と関係市町からの委託または補助金により、久慈大野線については国庫補助である地域間幹線系統補助を受けて維持運行しているところであります。 しかしながら、人口減少に伴い利用者が減少している中においては、民間のバス路線の維持は極めて厳しい状況が続いており、特に久慈大野線は関係機関と共同で利用促進対策を講じておりますが、当面の間とされております被災地特例による激変緩和措置が終了となりますと、補助対象から外れる可能性があります。 つきましては、令和 7 年度におきましても、人口減少が進む過疎地域における住民の暮らしを守るため、地域間幹線系統補助の激変緩和措置を継続いただきますとともに、恒久的な支援制度の創設について強く要望いたします。	県では、令和 7 年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における被災地特例の激変緩和措置の継続に加え、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 また、県では、国庫・県単補助路線の補助要件を満たせなくなった路線について、市町村が子育て・通学・通院のいずれかの用途のため代替交通を確保する場合に補助する「人口減少対策路線確保事業」を令和 5 年度に創設したところです。 なお、県北広域振興局では、県北バス久慈大野線の利用促進を図るため、地域経営推進費を活用し、運行会社が実施する企画切符造成等の利用促進策を支援しています。 今後も引き続き、地域公共交通の維持・確保を図られるよう、必要な支援を行っていきます。（B）	県北広域振興局	経営企画部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	6 県立種市高等学校並びに大野高等学校における教育環境の充実について	岩手の発展、地域の振興にとって、人材の育成は重要であり、その一翼を担う高等学校教育は、その要であります。 県立種市高等学校及び大野高等学校は、それぞれ地域の特色を生かした教育に取り組み、これまでも有為な人材育成に貢献いただいております。 また、本町では、地域や地域産業を担う人材を育成する場として両校の存続に向け、関係団体等と連携しながら、地域資源を生かした特色ある高等学校の魅力化の支援に取り組んでおり、種市高等学校振興会及び大野高等学校振興協議会への継続した財政支援をはじめ、種市高等学校学生寮の整備運営に取り組んでいるところであります。 一方、生徒数の減少から、平成30年度に種市高等学校普通科が、令和元年度には大野高等学校普通科が、それぞれ1学級の減となったところでありますが、令和3年5月に策定された「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、一定の入学者のいる1学級校を維持することとされております。 本町の高等学校教育の機会は何とか確保されているものの、今後、進学や就職といった個々への対応が必要となる中で、1学級減に伴う教職員数の減が、「教育の質」、「多様な就学機会」の確保に支障を来すことが懸念されております。 つきましては、人材育成、地方創生の観点からも、高等学校教育機会の確保はもとより、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりに向けて、教職員の加配措置の継続等による「教育の質の確保」をはじめ、「教育環境の充実」について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。	県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 種市高校においては、普通科・専門学科併置校としての多様なカリキュラムの実現と生徒対応のために教員2名を加配しており、大野高校においては、学校の実情などを考慮し教員1名を加配するとともに、他の高校からの兼務により、教育の質の保障に努めているところです。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。 令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中においては、一定の入学者のいる1学級校を含めて、各地域の学校をできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。 県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んで来た「高校の魅力化促進事業」を拡充・発展させ、令和4年度から令和6年度まで国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」に取り組むことにより、高校魅力化の全県展開を推進してきました。 種市高校や大野高校においても、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域の社会人講師を招聘し、多様な職業について理解を深める取組として「地域産業ワールドカフェ」（種市高校）や「お仕事フェア」（大野高校）を開催するなど、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図っています。	県北広域振興局	県北教育事務所	B:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
			令和7年度は、「いわて高校魅力化推進事業」により、高校魅力化に取り組む民間団体と協働し、市町村の地域連携コーディネーターの配置促進や活動支援など、県立高校・関係機関等による「高校魅力化」の取組を推進することとしています。 今後も、地域と連携しながら、生徒の多様な進路希望の実現や地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきたいと考えています。 (B)			
6月19日	7 企業誘致の推進と人材獲得への支援について	本町では、就業場所の不足や希望の職種・職場に限られていることから、高校卒業後の就職や進学を機に町外に転出する若年者の人口流出が大きな課題となっております。 本町においては、久慈管内の高等学校の生徒を対象とした「久慈地域高校生就職・進学意向調査」において、進学先卒業後に就きたい職業の上位にシステムエンジニアやプログラマーなどを希望する生徒が多い傾向にあったところであります。このことから、町では、廃校を改修して整備した「にぎわい創造交流施設」に高速規格の通信環境を整備し、首都圏等の情報サービス関連産業等の企業誘致に取り組んでいるところですが、誘致の実現と企業が求めるIT人材の獲得が思うように進んでいない状況であります。 県当局のご支援をいただきまして、これまでに、コールセンター1件、医療機器製造企業2件の計3件の企業立地が決定し、順調に操業しているところではありますが、未だ人口流出の課題解決には至っていない状況であります。 つきましては、本町の雇用機会の安定的な拡大を図るため、これまでと同様に豊かな農林水産物を活用した食料品製造業をはじめ、繊維工業、電気機械器具製造業及び医療機器製造業などの企業の誘致に加え、情報サービス関連産業企業の誘致及び人材獲得へのご支援について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。	県では、内陸部に比べて有利な制度設計となっている「企業立地促進奨励事業費補助金」や、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく不動産取得税などの地方税の減免措置等の各制度をPRしながら、企業誘致に取り組んでいるところです。 また、令和3年3月に「いわてIT産業成長戦略」を策定し、時機を捉えた情報関連産業の集積や産業の高度化に取り組んでいるところであり、引き続き貴町と連携し、更なる企業誘致に繋がるよう努めていくとともに(B)、デジタル化を支えるIT産業の成長促進に向けて、産業支援機関、大学やIT企業と連携して、IT技術者の人材育成や、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」を活用した、若者の県内就職・定着の促進など、IT産業を含む将来の本県産業を担う優れた人材の確保にも取り組んでいます。(A)	県北広域振興局	経営企画部	A:1 B:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	8 三陸沿岸道路 ハーフインター チェンジ のフル化 整備につ いて	本町は立地上、高速交通網の整備が立ち遅れておりましたが、令和2年度末には沿岸地域の悲願であった三陸沿岸道路の町内区間が全線開通されたところであり、 三陸沿岸道路は、利便性を考慮してインターチェンジが弾力的に設置され、町内にインターチェンジ3箇所が整備されたところですが、すべてハーフインターチェンジとなっております。その後、防災、救急医療、産業振興、観光振興の面から洋野種市インターチェンジについては、フルインターチェンジへの形状変更が妥当であると事業の計画変更が認められ、令和3年度からフル化整備に向け、事業が進められているところでもあります。 本町は八戸市や久慈市が通勤圏内にあり、多くの町民が町外で働いている状況にありますことから、高規格道路の開通により通勤圏内が広がることも見込み、角浜地区に定住促進団地を整備するなど、移住・定住促進施策の重点プロジェクトを進めているところでもあります。 つきましては、本町の継続的発展及び安全確実な交通の確保のため、洋野種市インターチェンジのフル化の整備に必要な事業費の十分な確保と円滑な事業推進について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。	洋野種市インターチェンジのフルインターチェンジ化については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国において、令和3年度着手したところであり、令和6年度は調査設計、支障移転補償、改良・橋梁工事を実施すると聞いています。 県としても、三陸沿岸道路について、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した、既存ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化等の機能強化が必要と認識しており、令和7年度政府予算等に係る提言・要望において、国に要望を行ったところです。引き続き、三陸沿岸道路の機能強化の推進について、国へ働きかけていきます。（B）	県北広域 振興局	土木部	B：1
6月19日	9 水田活 用の直接 支払交付 金の見直 しについ て	本町の水田農業は、長年にわたり「水田活用の直接支払交付金」等による支援を受けて行われてきたところであり、営農を継続するうえで重要な制度となっております。 国においては、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度に、今後5年間に一度も水張が行われない水田は交付対象水田にしないことなどが示され、飼料用米について、令和5年度は1.7mmのふりい上の収量を用いて数量払いの単価計算を行うこととしたほか、令和6年産からは多収品種以外の品種は標準単価を段階的に引き下げるなどの見直しが行われているところでもあります。 これまで、主食用米から飼料用米、飼料作物、その他畑作物への作付転換により水田農業の推進、農地保全を行って参りましたが、既に長年水稻を作付けしていない交付対象水田も多く、多年生牧草を含め、5年	県では、国に対し、地域農業に与える影響を検証し、必要な対策を講じることや、多年生牧草等の生産への支援の拡充を要望しているところです。 今般、国は、水田政策について令和9年度から根本的に見直す方針を示したことから、県では、国の動向を注視しながら、地域の実情を十分に踏まえ、農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度となるよう国に働きかけていきます。（B）	県北広域 振興局	農政部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
		の周期で水田に戻すことが難しい作物もあります。 また、畑地化への転換を促すにも、本町はヤマセ等の気象条件から露地野菜の作付面積が少ないことや、多年生牧草の作付転換が主に行われてきたこと、経営耕地面積の少ない典型的な中山間地域であること等から、畑地化にかかる助成制度等の活用も期待できない状況にあります。加えて、飼料用米の助成の見直し等により、飼料用米が対象作物から除外されるのではないかと不安の声もあがっており、農家の営農意欲の減退から離農者及び耕作放棄地の増加が懸念されます。 つきましては、水田活用の直接支払交付金については、地域の実情や意見を十分に配慮した内容として、農業者が希望を持って持続的に営農ができるような制度の見直しを行うとともに、地域に合わせたきめ細かな支援を講じていただくことについて、国に強く働きかけていただきますよう要望いたします。				
6月19日	10 社会資本整備総合交付金の確保について	道路、橋りょう及び公営住宅をはじめとする社会資本整備は、まちづくり、町民福祉の向上、地域産業の振興、町民生活の安全・安心の確保からも重要な施策の一つであります。 本町においては、まだまだ立ち遅れているこれらの社会基盤の整備が欠かせないのが実情で、整備にあたっては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として事業を推進している状況にあります。しかしながら、同交付金の要望額に対する交付割合が低く、大幅な減額となっていることから計画的な社会資本整備が進まない状況となっております。 このような状況が続くことは、自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な本町にとりまして、まちづくりや地域産業の振興などに大きな影響を及ぼし、社会資本整備の立ち遅れがさらに拡大することが懸念されております。 つきましては、本町のまちづくりを計画どおり推進していくため、社会資本整備総合交付金の予算の確保と要望額に対する十分な配分を図っていただくことについて、国に強く働きかけていただくよう要望いたします。	県では、令和7年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望しているところです。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。（B）	県北広域振興局	土木部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	11 道路施設の定期点検に係る財政支援について	橋りょう等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、平成26年の道路法施行規則の改正により、国が定める統一的な基準により、橋りょう・トンネル・横断歩道橋・門型標識・シェッド、大型カルバート等の点検を5年に1回の頻度で近接目視により行うことが道路管理者の義務として明確化されたところであります。 これら、公共施設の点検・調査等に要する経費については、道路メンテナンス事業費国庫補助金の対象経費となるものの、事業費の約4割が自治体負担となるものであります。 また、一般的調査や経常的な点検・調査等の経費については、地方債の対象にはならず自治体負担となり、自主財源の少ない財政基盤の脆弱な本町にとりまして、公共施設の老朽化対策などに大きな影響を及ぼすものと捉えております。 つきましては、公共施設の老朽化対策の取り組みが着実に推進できるよう、定期点検等経費の財政支援として、補助率の引き上げと地方債の対象となるよう、国に強く働きかけていただくよう強く要望いたします。	要望の道路施設の定期点検に係る財政支援については、県が実施した令和7年度政府予算要望において「道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置」として国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。 点検・調査に要する経費については、公共施設老朽化対策の必要性の高まりを背景に、平成26年度から、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には地方債の対象にすることとされたところですが、経常的に行う法定の定期点検等を実施するため地方に負担が生じている状況も踏まえ、引き続き国に対し、市町村の財政需要を適切に地方財政計画に反映し、必要な地方財政措置を講じるよう働きかけていきます。 (B)	県北広域振興局	土木部	B:1
6月19日	12 幹線道路の整備促進等について	道路は、地域の住民生活、産業、経済及び社会活動を支える最も基礎的な社会資本のひとつであり、今後の地域の発展のためにも、その整備をより一層推進することが必要不可欠であります。 特にも、県北地域は、高速交通網の整備が立ち遅れており、そのことが地域振興と産業経済の進展に大きく影響し、県内での地域間格差を生み出す大きな要因となっております。 また、市町村合併により旧町村間の地域活動が広範化・活発化する中、広域的幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の体系的な整備をより一層推進する必要があります。 つきましては、地域間格差を解消し、地域の一体的・効率的なまちづくりを進めるため、下記路線の整備促進について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。 1 主要地方道軽米種市線（道路改良整備） 2 国道395号（道路改良整備） 3 一般県道明戸種市線（道路改良整備）	1 主要地方道軽米種市線の城内地区の道路改良整備については、令和6年度に「城内工区」として事業化し、令和6年度は道路詳細設計等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） 2 国道395号の角柄から二ツ屋間については、令和3年度に「阿子木工区」として事業化し、令和6年度は用地取得、道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。（A） 3 一般県道明戸種市線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）	県北広域振興局	土木部	A:2 C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当 所属名	反映 区分
6月19日	13 二級河川の整備について	二級河川有家川、高家川、大野川、川尻川については、災害復旧事業、小規模河川改修事業等で逐次改修していただいておりますが、改修後数十年が経過し、護岸の老朽化及び河床洗堀等により決壊の恐れのある箇所も発生してきております。土砂堆積も台風時に突発的に堆積するものに限らず、経年的に堆積されている箇所も増加しているほか、未改修区間においては河川の線形不良により台風などの増水時には決壊の恐れのある箇所もあります。 また、令和2年度には、大野川に隣接する場所に大野こども園を建設したところであります。 つきましては、地域住民の安全・安心な生活を確保することが最も重要と捉えておりますことから、地域の実情等をご賢察いただき、下記河川の整備等について、特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。 1 二級河川大野川明寿橋から東大野橋間の護岸整備(約0.7キロメートル) 2 町内二級河川の障害物除去対策費の継続確保	1 当該区間においては、平成28年8月の台風第10号による出水により、約30mにわたって河岸が一部崩れ背後地に危険が及んだことから、平成29年度に維持修繕工事に対応したところです。 その後、既設石積護岸が崩落し応急対策を実施した箇所についても、令和3年度に維持修繕工事を実施したところです。 今後も、大野こども園が隣接する区間を含め、定期点検や河川巡視により不具合が認められた箇所について、緊急性や優先度を鑑みながら計画的に補修等を行っていきます。(A) 2 平成28年8月の台風第10号による出水以降、再度の浸水被害を防止するため、家屋連担箇所を中心に、堆積土砂や立木により河川内の障害物が多い箇所を優先的かつ計画的に除去しているところであり、近年では、令和3年度に川尻川、令和4年度に川尻川、高家川において河道掘削を実施しました。 また、令和6年度には高家川及び有家川において河道掘削を実施しているところです。 今後も河川の河道掘削及び支障木除去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をしながら、緊急性の高い箇所から集中的に実施していきます。(A)	県北広域振興局	土木部	A:2
6月19日	14 「久慈地区斎場」までのアクセス道路整備について	久慈地区斎場が久慈市大川目地区から同市侍浜地区に移転されたことに伴い、本町大野方面からの最短距離による路線ルートが増加しております。 このルートは、本町大野方面から国道395号を通り、阿子木地区からJR侍浜駅までの県道侍浜停車場阿子木線を経由し、久慈市の市道である北野線から国道45号を利用するルートであります。橋や道幅が狭く、今後、交通量の増加も見込まれることから、大型バス等の通行に支障を来す事態も想定されます。 つきましては、下記路線の整備について、利用者の安全・安心の確保と利便性の向上が図られるよう、特段ご配慮を賜りますよう要望いたします。 ・一般県道侍浜停車場阿子木線(道路改良整備)	一般県道侍浜停車場阿子木線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県北広域振興局	土木部	C:1